

1か月あたり

最大 **7万円** が
給付されます！

介護

建設

製造

IT分野

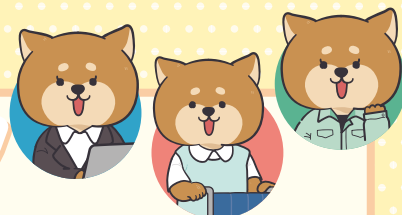
の職業訓練を受講する方は

給付金が受け取れます！※

秋田県特定職業訓練促進給付金

※予算額に達し次第、受付を終了する場合があります

**介護・建設・製造・IT分野への
転職や再就職を後押しします！**



介護・建設・製造・IT分野の職業訓練を受講する方で、雇用保険を受給できない等、一定の支給要件を満たしている場合は、県独自の給付金（7万円/月）を支給します。
給付金を毎月受給しながら、新たな業界で働くためのスキルを身に付けることができます！
介護・建設・製造・IT分野への転職や再就職をお考えの方は、ぜひ給付金制度をご活用ください！

支給要件等の詳細については裏面をご確認ください

「わたしも受給できる？」

といった疑問から、申請書の
記入サポート等までお応えします！

給付金に関するお問い合わせ先

秋田県 産業労働部 雇用労働政策課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号

018-860-2301

※土日祝日、年末年始(12月29日~1月3日)を除く



秋田県特定職業訓練促進給付金

(1) 支給要件

- ☐ **対象の職業訓練を受けること**
対象の職業訓練は右下側の二次元コードから確認できます。受講申込みは最寄りのハローワークへ！
- ☐ **雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者ではないこと**
職業訓練受講中に雇用保険を受給できる場合、県の給付金は受けられません。
- ☐ **職業訓練受講給付金の支給対象者ではないこと**
国が支給する職業訓練受講給付金を受給できる場合、県の給付金は受けられません。
- ☐ **収入額が月8万円以下であること**
「収入額」とは、税引前の給与、事業収入、各種年金、仕送りその他全般的収入になります。手取り額の収入ではありませんのでご注意ください。(一部算定外の収入もあります。)
- ☐ **訓練日数の8割以上に出席すること**
給付金の支払前に訓練の出席状況を確認します。

対象の職業訓練一覧や、各種書類のダウンロードはこちら！

(2) 主な申請書類

- ☐ 交付申請書、雇用保険に関する証明書
- ☐ 本人確認書類、振込先の通帳等の写し
- ☐ 収入を証明する書類の写し など

※詳しくは右側の二次元コードからご確認ください。



申請の流れ

step

1

支給要件の確認

- 対象の訓練を受講した際に自分が給付金を受給できるのかを「(1)支給要件」で確認
- 「(1)支給要件」で判断できない場合や、詳細については問い合わせ先へTEL

step

2

訓練の受講決定

- 最寄りのハローワークで、対象となる職業訓練の受講申込みを行い、受講あっせんを受ける



step

3

申請書類の準備

- 「(2)主な申請書類」を用意する
 - 職業訓練の受講あっせんと同時に、ハローワークから各種証明の発行を受ける必要があることに注意
- 〈・(様式第1号)交付申請書〉
〈・(様式第3号)証明書〉

step

4

交付申請

- 申請に必要な書類を用意したら、対面や郵送等の方法により給付金の交付申請を行う
- 〈対面 事前予約(問い合わせ先へTEL) 県庁で受付〉
〈郵送 問い合わせ先へ郵送〉

step

5

訓練の受講

- 職業訓練を受講する
- ※訓練日数の8割以上の出席が必要です。
※支給要件は、訓練期間中も引き続き満たしている必要があります



step

6

出席状況の報告と請求

- 訓練実施施設から出席状況の証明を受ける
- 実績報告書と請求書を提出する



↑ 1か月毎に④～⑥の手続きを繰り返します ↓